

三重大学の教育・研究における担当教員・学生のための

新型コロナウイルス感染予防基本マニュアル

三重大学危機管理委員会

2021年5月27日承認

このマニュアルは、三重大学の担当教員・学生が学内・学外における教育・研究活動において留意すべき感染予防対策をまとめました。

このマニュアルは、「教育目的の活動」と「研究目的の活動」に適用するものとし、す。「研究目的の活動」を行う場合、研究グループの責任者として、代表教員を決めておいてください。

ここに述べる感染予防対策を基本とし、それぞれの状況の特殊性に応じた感染予防策を加え、活動の実態に沿ったマニュアルを部署や団体ごとに作成してください。

1. 学内・学外での活動が必要な教育・研究の計画について

担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、

- (1) 同時に活動する人数をできるだけ減らす努力をする。
例えば、同じ内容を複数回に分けて行う、対象をより制限するなど。
- (2) 活動時間を短くする努力をする。
必須内容を吟味し、必要な活動に限って行う。
活動にどうしても必要なディスカッションや抄読会などは、なるべく少ない人数で行い、できるだけ短時間で効果的に行えるように準備する。
- (3) 室内では、互いの距離が1m以上になるように配置を考える。
- (4) 使用できるトイレや洗面所を予め決めておく。
- (5) 食事や休憩は、同時に同じ場所にいる人数をなるべく少なくするため、交代で取れるように予め場所や時間を考えておく。

2. 活動前の健康・行動歴チェック

- (1) 活動に参加する担当教職員、学生・研究員などは、参加 14 日前からの体温、体調および行動歴を記録する。この記録は個人情報に配慮し取り扱うが、必要時に提出できるよう所属する学部・研究科等の取り決めに従って管理保存しておく（1ヶ月以上）。
- (2) 指導教員や研究グループの教員も同様とする。体調や行動歴に少しでも問題のある可能性があれば、記録の提出の有無にかかわらず、指導教員あるいは研究グループの代表教員に口頭で申し出る。
- (3) 体温、体調および行動歴の記録には、実習の内容により各自の実情に沿ったチェックシートを用いて良い。あるいは、保健管理センターが作成した「自己健康観察/行動歴記入シート」を使用してもよい。
- (4) 担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、申し出を確認し、体調不良者がいないかどうか、活動に参加する学生に口頭でも確認する。問題なしと判定した場合のみ参加を許可する。
- (5) 担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、問題があると思われる者には詳しく行動歴を聞いた上で、許可するかどうか判断する。微熱のある時など、境界域の具体例は、(別添1)に示す。判断に迷ったら保健管理センターへ相談する。
- (6) 部局責任者は、各部局において教員や学生に体温、体調および行動歴を詳細に記した記録の提出を求める場合、個人情報管理者を定め管理する。

3. 活動開始にあたっての注意

担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、

- (1) 当日 37.5℃以上の発熱者、または体調不良を訴える者は入室させない。
- (2) 研究室・実験室などへ入室するときには、70%アルコールなどで手指を消毒する。

- (3) マスクを着用させる。
- (4) 実験器具や計測機械を使用する場合は、使い捨ての手袋を使用させる。
- (5) 可能であれば靴を履き替えさせる。
- (6) 活動者の位置が 1m 以上離れるように配置を指示する。
- (7) 活動者の配置を追跡できるようにするため、講義などで座席に貼られた QR コードがある場合は登録システムを利用するなどして配置記録を残すように指示する(あらかじめ座席が指定されている場合には不要)。

4. 活動前の注意

担当教職員あるいは研究グループの代表教員、および学生は、

- (1) 使用する机、椅子、マイクなどを消毒用スプレーとペーパータオル等を使って清拭・消毒する。許可申請者が清拭・消毒を確認する。
- (2) ドアノブなど多くの人が触る部分は特に注意して清拭・消毒する。
- (3) 実験器具や測定機器の手が触れる場所も特に注意して清拭・消毒する。

同じ教室等で行った前の活動において、後述する「活動後の注意」における(1)から(4)までの清拭・消毒およびゴミ処理を行ったという連絡を当該活動の担当教職員が確実に受けている場合は、本項における(1)から(3)の清拭・消毒を省略することが可能である。担当教職員が確実な連絡を受けていない場合は、本項における(1)から(3)の清拭・消毒を行う。

5. 活動中の注意

学生、担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、

- (1) 活動中は不必要な会話を控える。

- (2) 会話は 1m 以上離れて行う。ディスカッションや抄読会、食事や休憩などでも同様の注意をする。
- (3) 窓は可能な限り少しでも開け、常時換気させるのが望ましい。
- (4) 1時間に 10 分程度は大きく窓を開けて換気する。
- (5) ドラフトチャンバーなどがあれば、それを利用した排気も考慮する。
- (6) トイレや洗面は決められた場所を使用し、それ以外の使用は禁止する。
- (7) トイレや休憩後に再入室する際には手指の消毒や新しい手袋の使用など、最初の入室時と同じように行う。
- (8) 食事や休憩は決められた場所で、交代で取るようにする。

6. 活動後の注意

学生、担当教職員あるいは研究グループの代表教員は、

- (1) ドアノブなど多くの人が触る部分は、必ず清拭・消毒する。許可申請者が清拭・消毒を確認する。
- (2) 使用した机、椅子、マイクなどを消毒用スプレーとペーパータオル等を使って清拭・消毒する。
- (3) 実験器具や測定機器の手が触れる場所も清拭・消毒する。
- (4) ゴミは、種別にまとめ、さらに大きなビニール袋に入れて密閉し、室外に出す。

- (1) および(4)は必ず行う。
- (2) および(3)は、可能な限り行う。

担当教職員は、本項の(1)から(4)までを全て行ったのち、同じ教室等を使用する次の活動担当教職員に確実に消毒済の引き継ぎ連絡がなされた場合は、次の活

動前の清拭・消毒は省略できる。確実な連絡がなされない場合は、次の活動前にも清拭・消毒を行う。

7. その他

- (1) 実習や実験の内容によっては、各自でさらに必要な予防策を講じる。
- (2) 実習や実験以外の生活においても、厚生労働省の提唱する「新しい生活様式」や三重県の提唱する「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県行動指針』」を遵守し、感染拡大が起きないように努める。
- (3) 今後の状況の変化により、マニュアルの改変が行われることがある。